

# 岩倉市一般廃棄物処理計画

## 令和4年度実施計画

### 1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年岩倉市条例第19号）第7条の規定に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものです。

### 2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 一般廃棄物（ごみと資源）の処理

#### （1）一般廃棄物（ごみと資源）処理量の状況

##### ア 一般廃棄物（ごみと資源）の目標値

##### ① 収集ごみの減量目標

令和4年度家庭系ごみの1人1日当たりの排出量 444g/人・日

##### ② 資源化目標

令和4年度資源化率 23.54%

[資源化率(%) = (資源+集団回収) / (ごみ+資源+集団回収)]

##### イ 令和4年度の一般廃棄物（ごみと資源）処理量（計画）

（単位：トン）

区 分	ごみ (A)	資源 (B)	収集運搬量計 (A+B=C)	集団回収 (D)	直接搬入量 (E)	処理量計 (C+D+E)
令和4年度計画量	7,512	1,625	9,137	688	1,606	11,431
令和3年度計画量	7,570	1,648	9,218	697	1,606	11,521
令和3年度実績 （見込み）	7,736	1,660	9,396	519	1,099	11,014

##### ウ 令和4年度の資源化量（計画）

（単位：トン）

区 分	分別収集・古紙と古着の日・日曜資源回収・e-ライフプラザ	プラスチック製容器包装資源	集団回収 (D)	計 (B+D)
令和4年度計画量	931	694	688	2,313
令和3年度計画量	952	696	697	2,345
令和3年度実績 （見込み）	989	671	519	2,179

エ 令和4年度のごみと資源の収集運搬量（計画）

（単位：トン）

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	分別資源	プラスチック 製容器包装資 源	計 (C)
令和4年度計画量	6,801	660	51	0	931	694	9,137
令和3年度計画量	6,857	662	51	0	952	696	9,218
令和3年度実績 (見込み)	6,990	667	79	0	989	671	9,396

オ 令和4年度の小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入量（計画）

（単位：トン）

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	計 (E)
令和4年度計画量	1,441	25	137	3	1,606
令和3年度計画量	1,441	25	137	3	1,606
令和3年度実績 (見込み)	842	10	237	10	1,099

(2) 令和4年度の一般廃棄物処理に関する事業計画

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画<基本計画>及び<推進計画（平成31年度～平成35年度）>に掲げられた事業計画のうち、令和4年度において重点的に取り組む施策は次のとおりです。

ア 施策内容

方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

基 本 施 策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業
広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供 環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開	●情報の提供、啓発・PRの実施 ●施設見学等の実施 ●授業、講座、イベント、講演等 ●市民主体の組織づくり ●意見・情報の募集
自己処理責任の啓発・指導	●市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発 ●排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導 ●企業との懇談会の実施
事業者への指導・支援	●「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布 ●事業者による再利用等の促進 ●民間事業者による資源回収量の把握 ●食品廃棄物の資源化の支援
ごみ処理費用負担の適正化	●ごみ処理費用負担の適正化 ●粗大ごみの有料戸別収集

方針 2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
分別収集・集団回収等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別収集の推進</li> <li>●分別ルール of 周知・徹底</li> <li>●日曜資源回収・e-ライフプラザの実施</li> <li>●安定した資源物の回収ルートの確保</li> <li>●資源物持ち去りの禁止</li> <li>●資源集団回収の推進</li> <li>●小型家電のリサイクルの推進</li> <li>●家電4品目とパソコンの処理方法の周知</li> </ul>
生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ処理機購入補助金</li> <li>●ぼかしの普及と使用促進</li> <li>●剪定枝の資源化</li> <li>●落ち葉の堆肥化の促進</li> <li>●フラワーリサイクル事業の実施</li> <li>●食品ロス削減の推進</li> <li>●フードドライブの実施</li> </ul>
事業者のリサイクル・減量化推進のための指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減量計画書提出時の指導</li> <li>●事業用大規模建築物の所有者以外の事業者への指導</li> <li>●小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導</li> </ul>
適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レジ袋有料化等適正包装の普及・推進</li> <li>●古紙類資源化の推進</li> <li>●再生品や環境配慮型の製品の使用促進</li> </ul>
公共施設におけるリサイクル・減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層の推進</li> <li>●公共施設の再生品使用の推進</li> </ul>

方針 3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業	
収集運搬	集積場所の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集積場所の適正な管理</li> <li>●車両の低公害車化</li> <li>●ごみ減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運営</li> <li>●効率的な収集・運搬のためのシステムの整備(家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集)</li> <li>●排出が困難な高齢者等への対応の検討</li> </ul>
	収集運搬システムの整備	
中間処理	ごみ処理の安定化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	環境へ配慮した適正処理の実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	ごみ処理費用負担の適正化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	ごみ処理施設の適切な運営管理	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	分別品目の見直し 資源化に伴うコストの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別品目の見直し</li> <li>●資源化に伴うコストの検討</li> </ul>
最終処分	埋立量の削減	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	環境へ配慮した最終処分の実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
良好な生活環境の保持	●良好な生活環境の保持
岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進	●アダプトプログラム事業 ●アダプトプログラムの日の推進
クリーンチェックいわくらの推進	●クリーンチェックいわくら

イ その他の適正処理計画

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた事業計画のうち取り組む事業
特別管理一般廃棄物への対応	●ばいじん ●感染性一般廃棄物 ●PCBを含むもの
その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	●適正処理困難物の指定 ●排出禁止物
在宅医療廃棄物への対応	●在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底 ●医療機関との協議
災害時に発生するごみの適正処理への対応	●災害廃棄物の処理体制の整備
不法投棄防止対策	●不法投棄の未然防止 ●空き地の適正な管理についての指導 ●クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収

(3) ごみと資源の収集・運搬計画

ア 区域 岩倉市全域

イ 種類並びに収集及び処分の方法

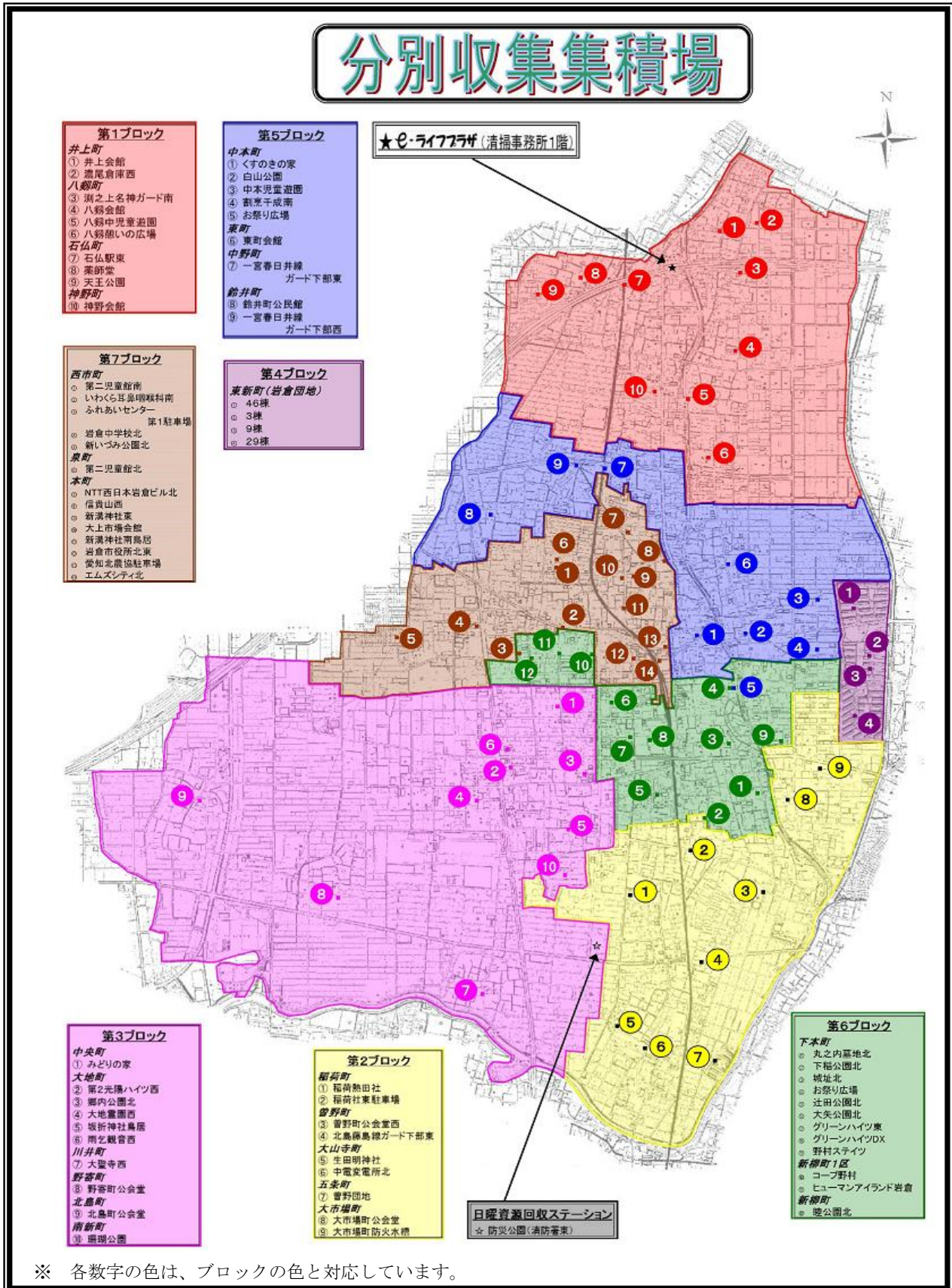
種類		収集方法	処分方法
一般家庭から排出されるもの	○燃やすごみ (生ごみ、木・紙くず等)	南北2地区、各地区週2回、月・木又は火・金曜日に市と委託業者がコース収集	小牧岩倉エコセンターのごみ溶融施設にて溶融処理した後、発生したスラグ・メタルは資源化、集じん灰は外部委託により資源化又は埋立処分
	○破碎ごみ (ゴム類、革類、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等)	市内全域、週1回水曜日に市と委託業者がコース収集	小牧岩倉エコセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
	○プラスチック製容器包装資源 (プラスチック製ボトル・トレイ・ネット・キャップ・カップ・パック類及びポリ袋等)	南北2地区及び岩倉団地、各地区週1回、水、木及び金曜日に市と委託業者がコース収集	中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者にて資源化

一般家庭から排出されるもの	○粗大ごみ (家具・寝具・建具類、電気・石油・ガス機械器具類等で、適正処理困難物と家電リサイクル法の該当品目等を除く)		電話申し込みにより受け付ける有料戸別収集。概ね2週間に1回程度、粗大ごみ(金属)と粗大ごみ(一般)に分け、委託業者が戸別収集	粗大ごみ(金属)は再生業者に運び資源化。粗大ごみ(一般)は小牧岩倉エコセンターにて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ熔融施設で熔融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
	資源ごみ	○びん類 (3分類〔白・茶・その他〕と生きびん)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	びん類(白・茶・生きびん)は分別された状態で再生業者に搬送し資源化 その他色びんは中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者で資源化
		○缶類 (アルミ缶、スチール缶) ○金属・小型家電 (鉄、アルミ製品等金属製品・各種リサイクル法に該当しない家電製品) ○ペットボトル ○スプレー缶類	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	アルミ缶は清掃事務所に運び選別プレス後再生業者が引き取り資源化 スチール缶及び金属・小型家電は分別された状態で再生業者に運び資源化 ペットボトルは、中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者で資源化 スプレー缶類は、委託業者にて穴あけ処理された後資源化、廃液は焼却処理
		○古紙・古着類 (新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、古着、毛布及びシーツ、タオル等)	各地区月1回の分別収集及び古紙と古着の日、日曜資源回収、e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	再生業者にて資源化
		○廃食用油 ○羽毛ふとん	e-ライフプラザ 清掃事務所に一時保管し、委託業者が回収	再生業者にて資源化
		○危険ごみ(陶磁器・板ガラス・ガラス食器等割れ物、かみそり・針など鋭利なもの)	各地区月1回の分別収集、日曜資源回収、e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	小牧岩倉エコセンターのごみ破碎施設にて破碎及び選別(鉄及びアルミ)した後、破碎残渣は、ごみ熔融施設で熔融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
	○小型ごみ (粗大ごみに該当しない不燃物)	蛍光管は清掃事務所で破碎し、ドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化		
	○有害ごみ (蛍光管等の水銀含有物)	ドラム缶で密封保管後、再生業者に搬送し資源化		
	○乾電池類 (乾電池、コイン・ボタン電池、小型充電式電池、充電式電池が内蔵された片手大の小型家電等)			

事業所から排出されるもの	○事業系一般廃棄物	事業所で分別し、許可業者又は、事業所自らが小牧岩倉エコセンターに搬入	小牧岩倉エコセンターのごみ熔融施設にて熔融処理。発生したスラグは資源化
	○資源類	事業所で分別し、収集運搬業者又は、事業所自らが搬入	品目ごとに再生業者にて資源化

ウ 分別収集集積場

分別収集集積場は、下図の70か所に指定します。ただし、地区等からの要請があり場所の新設及び改廃することは妨げません。



エ 適正処理困難物・排出禁止物

農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、消火器、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、テレビ等の特定家庭用機器、パーソナルコンピュータ、オートバイ・農業用機械器具・ピアノ等の重量物、タイヤ・金庫・がれき等の処理困難物及び特別管理一般廃棄物は、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取ってもらい適正に処理するものです。

(4) ごみ処理施設及び最終処分場概要

ア 処理主体 小牧岩倉衛生組合

イ 施設概要

施設名	小牧岩倉エコルセンター	
所在地	小牧市大字野口 2881 番地 9	
着工	平成 23 年 9 月 1 日	
竣工	平成 27 年 3 月 22 日	
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破碎施設
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	破碎選別方式 (鉄、アルミ回収)
処理能力	197 t / 日 (98.5t/日×2 炉)	27t/5 H
余熱利用	蒸気タービン発電 (最大出力 4,270 kW) 小牧市温水プール・小牧市第 1 老人福祉センターに熱源供給	

ウ 最終処分場

施設名	環境センター処分場
所在地	小牧市大字林 1821 番地 3
事業区域面積	162,734.05 m <sup>2</sup>
埋立開始	平成 10 年 4 月 30 日
埋立容量	293,900 m <sup>3</sup>
埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理設備	処理水量 100 m <sup>3</sup> /日



#### 4 生活排水の処理

##### (1) 生活排水の処理目標

年 度	令和2年度（実績）	令和3年度	令和4年度
生活排水処理率	78.0%	78.9%	80.3%

〔生活排水処理率(%) = (下水道・合併処理浄化槽を使用している人口) / (区域内人口)〕

##### (2) 公共下水道の整備計画

公共下水道で処理する区域は、五条川左岸処理区及び五条川右岸処理区で構成されており、そのうち左岸については、平成12年度に整備を完了しております。一方、右岸については、平成6年度に事業着手し、現在も事業を推進しています。

令和4年度公共下水道整備状況の見通し

区 分	整 備 面 積			整 備 人 口		
	左岸	右岸	計	左岸	右岸	計
令和4年度	156.4 ha	291.0 ha	447.4 ha	13,064 人	22,718 人	35,782 人

※令和4年度の整備計画地域は、中野町、神野町（10.1 ha）を予定

##### (3) 合併処理浄化槽の促進計画

平成元年度から国や県の補助を受け、公共下水道の事業計画区域外における合併処理浄化槽設置整備費に対する補助事業を行っており、将来下水道の整備が見込めない地域における、既設の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

令和4年度浄化槽の見通し

合併処理浄化槽	1,669基
単独処理浄化槽	1,803基

##### (4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 処理区域 岩倉市全域

イ 収集・運搬及び処分の方法

種 類	収 集 方 法	処 分 方 法
し尿及び浄化槽汚泥	岩倉市が委託及び許可した一般廃棄物処理業者が、汲み取り便槽又は浄化槽の管理者の依頼に基づき収集	愛北広域事務組合愛北クリーンセンターにおいて処理

ウ し尿及び浄化槽汚泥の処理計画量

令和4年度 処理計画量	し尿	浄化槽汚泥		合計
		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	
	380kl	5,200kl	4,020kl	9,600kl

#### エ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

処 理 主 体	愛北広域事務組合
施 設 名	愛北クリーンセンター
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地
着 工	平成 2 年 7 月 6 日
竣 工	平成 5 年 2 月 27 日
処 理 方 法	高負荷脱窒素処理方式＋一時処理水の下水投入
処 理 能 力	280 kℓ／日（し尿＋浄化槽汚泥）

#### (5) 普及啓発及び計画の推進

- 生活排水処理対策に関する市広報等への掲載
  - ・浄化槽の正しい維持管理（保守点検、清掃、法定検査）に努める。
  - ・合併処理浄化槽への転換を促進するため、岩倉市合併処理浄化槽設置整備補助事業の周知を図る。
  - ・節水、廃食用油の適正処理及び e - ライフプラザでの回収の周知、洗剤の適正利用など家庭でできる発生源対策について普及啓発を行う。
- 不適切な維持管理を行う浄化槽管理者への指導など迅速な苦情対応に努める。
- 市民団体の協力のもと、小学生を対象とした水生生物調査（五条川）の実施
- 市民団体との協働による環境教育の実施